

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 28 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0228 第 2 号  
令和 7 年 2 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 3 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

1 別添1の第2章第1部第1節B011-5(1)を次に改める。

(1) がんゲノムプロファイリング評価提供料は、固形がん患者について、「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種（がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等。以下同じ。）による検討会（エキスパートパネル。以下同じ。）で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に患者1人につき1回に限り算定する。また、造血器腫瘍又は類縁疾患患者について、造血器腫瘍又は類縁疾患のゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種による検討会で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき1回に限り算定する。

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D006-19(6)の次に次を加える。

(7) 造血器腫瘍又は類縁疾患ゲノムプロファイリング検査は、造血器腫瘍の腫瘍細胞、血液、骨髄液又は体腔液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、本区分のがんゲノムプロファイリング検査を準用して算定する。なお、この場合には(3)から(5)までを満たすこと。また、本検査は下記のいずれかに該当する場合、検体提出時に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき1回のみ算定できる。下記のうち、イ、エ、オに該当するものについては、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 初発時に算定できるもの

- ① 急性骨髄性白血病
- ② 急性リンパ性白血病
- ③ 骨髄異形成症候群
- ④ 骨髄増殖性腫瘍及びその類縁腫瘍
- ⑤ 組織球及び樹状細胞腫瘍

イ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、初発時に算定できるもの

- ① アグレッシブB細胞非ホジキンリンパ腫
- ② インドレントB細胞非ホジキンリンパ腫
- ③ T細胞非ホジキンリンパ腫

④ NK細胞非ホジキンリンパ腫

⑤ 多発性骨髄腫

ウ 再発又は難治時に算定できるもの

① 急性骨髄性白血病

エ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、再発又は難治時に算定できるもの

① フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病

② インドレントB細胞非ホジキンリンパ腫

③ T細胞非ホジキンリンパ腫

④ NK細胞非ホジキンリンパ腫

⑤ 慢性リンパ性白血病

オ 病期を問わず算定できるもの（既存の検査及び病理診断等で確定診断に至らず、治療方針の決定が困難な場合に限る。）

① 原因不明の著しい血球減少

3 別添1の第2章第10部第1節第8款K599 植込型除細動器移植術、K599-2 植込型除細動器交換術（5）の次に次を加える。

（6） 特定保険医療材料の植込型除細動器（Ⅲ型）・胸骨下植込式電極併用型と植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）を組み合わせ、関連学会の定める基準等を遵守して使用した場合に限り、「K599 植込型除細動器移植術 3 皮下植込型リードを用いるもの」の点数を準用して算定する。

4 別添1の第2章第10部第1節第8款K609-2の次に次を加える。

（2） 使用目的又は効果として、頸動脈狭窄症患者において、経頸動脈的に血管にアクセスし、頸動脈血管形成術及びステント留置術時の塞栓を防止するためのものとして薬事承認又は認証を得ている医療機器を用いて頸動脈ステント留置術を行った場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(令和6年3月5日保医発 0305 第8号)の一部改正について

1 Iの3の132(7)の次に次を加える。

(8) 脳血管用・自己拡張型は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・自己拡張型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 Iの3の133(15)の次に次を加える。

(16) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル  
頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り、算定できる。また、頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

3 Iの3の177の次に次を加える。

(2) 高周波型・特殊型については、心房中隔孔を作製することを目的として「001 血管造影用シースイントロドューサーセット(3)選択的導入用(ガイディングカテーテルを兼ねるもの)」と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。

別添 3

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」  
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 98 点
- ロ 小白歯・前歯 61 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 11点
  - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 8点
    - b 複雑なもの 21点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 9点
    - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 4点
  - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 3点
    - b 複雑なもの 8点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 6点
    - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
  - 複雑なもの 1,784点
- (2) 4分の3冠 2,229点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 388点
    - b 複雑なもの 718点
  - ロ 5分の4冠 903点
  - ハ 全部金属冠 1,137点
- (2) 小白歯・前歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 264点
    - b 複雑なもの 526点
  - ロ 4分の3冠 649点
  - ハ 5分の4冠 649点
  - ニ 全部金属冠 814点

3 銀合金

- (1) 大白歯
  - イ インレー



a 単純なもの	26 点
b 複雑なもの	45 点
ロ 5分の4冠	59 点
ハ 全部金属冠	72 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	16 点
b 複雑なもの	34 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	41 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	41 点
ニ 全部金属冠	53 点
M010-2 チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	649 点
(2) 小臼歯	649 点
(3) 大臼歯	903 点
2 銀合金	
(1) 前歯	41 点
(2) 小臼歯	41 点
(3) 大臼歯	59 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	388 点
ロ 小臼歯・前歯	264 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	26 点
ロ 小臼歯・前歯	16 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	1,014 点
2 銀合金を用いた場合	117 点
M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,309点

ロ 小臼歯 986点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 57点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 787点

ロ 小臼歯 986点

ハ 大臼歯 1,309点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 73点

ロ 小臼歯 73点

ハ 大臼歯 73点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	2,045点
ロ 犬歯・小白歯	1,664点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,664点
ロ 犬歯・小白歯	1,278点
ハ 前歯（切歯）	984点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,047点
ロ 犬歯・小白歯	818点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	718点
ロ 犬歯・小白歯	625点
ハ 前歯（切歯）	579点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	6点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	965点
(2) 二腕鉤（レストつき）	746点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	290点
(2) 犬歯・小白歯	312点
(3) 大白歯	359点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	30点
(2) 犬歯・小白歯	30点
(3) 大白歯	30点
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	
1 磁石構造体	777点
2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 718 点

ロ 小白歯・前歯 526 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 45 点

ロ 小白歯・前歯 34 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,678 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

別添 4

「特定保険医療材料の定義について」（令和6年3月5日保医発0305第12号）  
の一部改正について

- 1 別表のⅡの064（2）中の「脊椎ロッド（2区分）」を「脊椎ロッド（4区分）」に、「合計15区分」を「合計17区分」に改め、（3）⑮の次に次を加える。
  - ⑯ 脊椎ロッド・標準型・患者適合型
    - ①脊椎ロッド・標準型に該当し、かつ個々の患者に適合するよう設計・製造されたもの。
  - ⑰ 脊椎ロッド・特殊型・患者適合型
    - ②脊椎ロッド・特殊型に該当し、かつ個々の患者に適合するよう設計・製造されたもの。
- 2 別表のⅡの113（2）中の「リード（6区分）」を「リード（7区分）」に、「合計8区分」を「合計9区分」に、（3）①イ中の「②から④まで」を「②から④まで及び⑨」に改め、（3）⑧の次に次を加える。
  - ⑨ 経静脈リード・特殊型
    - 次のいずれにも該当すること。
      - ア 経静脈的に心腔内に留置する導線であること。
      - イ ルーメンレス構造を有するものであること。
      - ウ 左脚領域ペーシングに使用できることが、薬事承認又は認証上明記されていること。
- 3 別表のⅡの117（2）中の「Ⅲ型（2区分）」を「Ⅲ型（3区分）」に、「合計3区分」を「合計4区分」に、（3）①エ中の「②及び③」を「②から④まで」に、②オ中の「③」を「③及び④に」に改める。
- 4 別表のⅡの117（3）③の次に次を加える。
  - ④ 植込型除細動器（Ⅲ型）・胸骨下植込式電極併用型
    - 次のいずれにも該当すること。
      - ア 胸部に植え込みが可能なものであること。
      - イ 除細動器本体が除細動用の電極の機能を有するものであること。
      - ウ 除細動放電パルスが二相性であること。
      - エ 植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込型）と共に使用されること。
- 5 別表のⅡの118（2）中の「アダプター及び植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）」を「アダプター、植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）及び植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）」に、「合計4区分」を「合計5区分」に改め、（3）④の次に次を加える。
  - ⑤ 植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）

1本のリードで除細動、ショック後ペーシング及びセンシング、心休止防止ペーシング、及び抗頻拍ペーシング治療を行うカテーテル電極であり、胸骨下に植込んで使用するものであること。

- 6 別表のⅡの132(1)①中の「「ヘパリン使用ガイディング用血管内カテーテル」又は「気管支バルーンカテーテル」」を「「ヘパリン使用ガイディング用血管内カテーテル」、「気管支バルーンカテーテル」又は「脳血管用誘導補助器具」」に改め、(3)②エの次に次を加える。

オ 脳血管用・自己拡張型

次のいずれにも該当すること。

- i 脳血管手術を行う際に、通常の方法では血管内治療機器の送達が困難な症例において、目的病変に血管内治療機器を安全に到達させることを目的に使用する脳血管用誘導補助器具であること。
- ii 先端に自己拡張型ステントの構造を有すること。

- 7 別表のⅡの133(1)中の「血管内血栓異物除去用留置カテーテル(4区分)」を「血管内血栓異物除去用留置カテーテル(5区分)」に、「血栓除去用カテーテル(10区分)」を「血栓除去用カテーテル(11区分)」に、「脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(2区分)及び血管形成用カテーテル(2区分)」を「脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(2区分)、血管形成用カテーテル(2区分)及び大動脈分岐部用フィルターセット(1区分)」に、「合計62区分」を「合計65区分」改め、(8)③エの次に次を加える。

オ 頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型

- i 頸動脈用ステント留置手技中に飛散する血栓及び異物の捕捉を目的として、頸動脈用ステント留置術に際し、経頸動脈的に血管にアクセスし、頸動脈と大腿静脈の間に動静脈シャントを作成することにより、頸動脈の血液を静脈に誘導するカテーテルで、フィルタを有するものであること。
- ii 血管内手術用カテーテル(15)頸動脈用ステントセットと併用するものであること。

- 8 別表のⅡの177(3)①を次に改める。

① 高周波型・標準型

次のいずれにも該当すること。

- ア 高周波発生装置と組み合わせて用い、心房中隔組織を焼灼するものであること。
- イ ②に該当しないこと。

9 別表のⅡの177(3)①の次に次を加える。

② 高周波型・特殊型

次のいずれにも該当すること。

ア 高周波発生装置と組み合わせて用い、心房中隔組織を焼灼するものであること。

イ 「001 血管造影用シースイントロデューサーセット(3)選択的導入用(ガイディングカテーテルを兼ねるもの)」を使用せずに、心房中隔孔を作製できるものであること。

10 別表のⅡの184(2)中の「標準型と充電式の合計2区分」を「標準型、長期留置型及び充電式の合計3区分」に、(3)①中の「②」を「②及び③」に改め、(3)①の次に次を加える。

② 長期留置型

ア 患者の皮下に植え込んだ状態で、標準的な設定において10年間以上作動することが、薬事承認又は認証事項に明記されていること。

イ ③に該当しないこと。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第4号)の一部改正について  
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1                      医科診療報酬点数表に関する事項                      第1章 (略)                      第2章 特掲診療料                      第1部 医学管理等                      1～6 (略)                      第1節 医学管理料等                      B000～B011-4 (略)                      B011-5 <u>がんゲノムプロファイリング評価提供料</u>                      (1) <u>がんゲノムプロファイリング評価提供料は、固形がん患者について、「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種(がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等。以下同じ。)</u>による検討会(エキスパートパネル。以下同じ。)で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に患者1人につき1回に限り算定する。<u>また、造血器腫瘍又は類縁疾患患者について、造血器腫瘍又は類縁疾患のゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種による検討会で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき1回に限り算定する。</u></p>	<p>別添1                      医科診療報酬点数表に関する事項                      第1章 (略)                      第2章 特掲診療料                      第1部 医学管理料等                      1～6 (略)                      第1節 医学管理料等                      B000～B011-4 (略)                      B011-5 <u>がんゲノムプロファイリング評価提供料</u>                      (1) <u>がんゲノムプロファイリング評価提供料は、固形がん患者について、「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種(がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等)による検討会(エキスパートパネル)で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に患者1人につき1回に限り算定する。</u></p>



(2)・(3) (略)

B011-6～B015 (略)

第2部 (略)

第3部 検査

1～18 (略)

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

時間外緊急院内検査加算～D006-18 (略)

D006-19 がんゲノムプロファイリング検査

(1)～(6) (略)

(7) 造血器腫瘍又は類縁疾患ゲノムプロファイリング検査は、造血器腫瘍の腫瘍細胞、血液、骨髄液又は体腔液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、本区分のがんゲノムプロファイリング検査を準用して算定する。なお、この場合には(3)から(5)までを満たすこと。また、本検査は下記のいずれかに該当する場合、検体提出時に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき1回のみ算定できる。下記のうち、イ、エ、オに該当するものについては、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 初発時に算定できるもの

- ① 急性骨髄性白血病
- ② 急性リンパ性白血病
- ③ 骨髄異形成症候群
- ④ 骨髄増殖性腫瘍及びその類縁腫瘍
- ⑤ 組織球及び樹状細胞腫瘍

イ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、初発時に算定できるもの

- ① アグレッシブB細胞非ホジキンリンパ腫
- ② インドレントB細胞非ホジキンリンパ腫

(2)・(3) (略)

B011-6～B015 (略)

第2部 (略)

第3部 検査

1～18 (略)

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

時間外緊急院内検査加算～D006-18 (略)

D006-19 がんゲノムプロファイリング検査

(1)～(6) (略)

(新設)

③ T細胞非ホジキンリンパ腫

④ NK細胞非ホジキンリンパ腫

⑤ 多発性骨髄腫

ウ 再発又は難治時に算定できるもの

① 急性骨髄性白血病

エ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、再発又は難治時に算定できるもの

① フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病

② インドレントB細胞非ホジキンリンパ腫

③ T細胞非ホジキンリンパ腫

④ NK細胞非ホジキンリンパ腫

⑤ 慢性リンパ性白血病

オ 病期を問わず算定できるもの（既存の検査及び病理診断等で確定診断に至らず、治療方針の決定が困難な場合に限る。）

① 原因不明の著しい血球減少

D 0 0 6 - 20 ~ D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第3節・第4節 (略)

第4部～第9部 (略)

第10部 手術

1～26 (略)

第1節 手術料

第1款～第7款 (略)

第8款 心・脈管

K 5 4 5 ~ K 5 9 8 (略)

K 5 9 9 植込型除細動器移植術、K 5 9 9 - 2 植込型除細動器交換術

(1) ~ (5) (略)

(6) 特定保険医療材料の植込型除細動器(Ⅲ型)・胸骨下植込式電極併用型と植込型除細動器用カテーテル電極(胸骨下植込式)を組み合わせて、関連学会の定める基準等を遵

D 0 0 6 - 20 ~ D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第3節・第4節 (略)

第4部～第9部 (略)

第10部 手術

1～26 (略)

第1節 手術料

第1款～第7款 (略)

第8款 心・脈管

K 5 4 5 ~ K 5 9 8 (略)

K 5 9 9 植込型除細動器移植術、K 5 9 9 - 2 植込型除細動器交換術

(1) ~ (5) (略)

(新設)

守して使用した場合に限り、「K599 植込型除細動器移植術 3 皮下植込型リードを用いるもの」の点数を準用して算定する。

K599-3~K608 (略)

K609-2 経皮的頸動脈ステント留置術

(1) 経皮的頸動脈ステント留置術を行う場合は、総頸動脈又は内頸動脈にステントを留置した際の血栓の移動に対する予防的措置を同時に行うこと。

(2) 使用目的又は効果として、頸動脈狭窄症患者において、経頸動脈的に血管にアクセスし、頸動脈血管形成術及びステント留置術時の塞栓を防止するためのものとして薬事承認又は認証を得ている医療機器を用いて頸動脈ステント留置術を行った場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。

K610-2~K627-4 (略)

第9款~第13款 (略)

第2節~第3節 (略)

第11部~第14部 (略)

第3章 (略)

K599-3~K608 (略)

K609-2 経皮的頸動脈ステント留置術

経皮的頸動脈ステント留置術を行う場合は、総頸動脈又は内頸動脈にステントを留置した際の血栓の移動に対する予防的措置を同時に行うこと。

(新設)

K610-2~K627-4 (略)

第9款~第13款 (略)

第2節~第3節 (略)

第11部~第14部 (略)

第3章 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第8号)の一部改正について  
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～130 (略)</p> <p>132 ガイディングカテーテル</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 脳血管用・自己拡張型は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・自己拡張型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル</u>  <u>頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。また、頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>134～176 (略)</p> <p>177 心房中隔穿刺針</p> <p><u>(1) カニューレは、ガイドワイヤー型と併せて使用する場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>(2) 高周波型・特殊型については、心房中隔孔を作製することを目的として「001 血管造影用シースイントロデューサーセット(3)選択的導入用(ガイディングカテーテルを兼ねるもの)」と併せて</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～130 (略)</p> <p>132 ガイディングカテーテル</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>134～176 (略)</p> <p>177 心房中隔穿刺針</p> <p>カニューレは、ガイドワイヤー型と併せて使用する場合に限り算定できる。</p> <p>(新設)</p>

使用した場合は、主たるもののみ算定できる。

180～230 (略)

4～6 (略)

Ⅱ～Ⅳ (略)

180～230 (略)

4～6 (略)

Ⅱ～Ⅳ (略)

(別添3参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>98点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>61点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,784点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,229点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>388点</u> b 複雑なもの <u>718点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>94点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>58点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,664点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,080点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>362点</u> b 複雑なもの <u>669点</u>

ロ 5分の4冠	<u>903点</u>	ロ 5分の4冠	<u>842点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,137点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,060点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>264点</u>	a 単純なもの	<u>246点</u>
b 複雑なもの	<u>526点</u>	b 複雑なもの	<u>490点</u>
ロ 4分の3冠	<u>649点</u>	ロ 4分の3冠	<u>605点</u>
ハ 5分の4冠	<u>649点</u>	ハ 5分の4冠	<u>605点</u>
ニ 全部金属冠	<u>814点</u>	ニ 全部金属冠	<u>759点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>26点</u>	a 単純なもの	<u>25点</u>
b 複雑なもの	<u>45点</u>	b 複雑なもの	<u>44点</u>
ロ 5分の4冠	<u>59点</u>	ロ 5分の4冠	<u>57点</u>
ハ 全部金属冠	<u>72点</u>	ハ 全部金属冠	<u>69点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>34点</u>	b 複雑なもの	<u>32点</u>
ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>40点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>40点</u>
ニ 全部金属冠	<u>53点</u>	ニ 全部金属冠	<u>51点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 前歯	<u>649点</u>	(1) 前歯	<u>605点</u>
(2) 小臼歯	<u>649点</u>	(2) 小臼歯	<u>605点</u>
(3) 大臼歯	<u>903点</u>	(3) 大臼歯	<u>842点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>41 点</u>	(1) 前歯	<u>40 点</u>
(2) 小臼歯	<u>41 点</u>	(2) 小臼歯	<u>40 点</u>
(3) 大臼歯	<u>59 点</u>	(3) 大臼歯	<u>57 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>388 点</u>	イ 大臼歯	<u>362 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>264 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>246 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>26 点</u>	イ 大臼歯	<u>25 点</u>
ロ (略)		ロ (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,014 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>945 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>117 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>112 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,309 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,220 点</u>
ロ 小臼歯	<u>986 点</u>	ロ 小臼歯	<u>919 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>57 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>55 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>787 点</u>	イ 前歯	<u>733 点</u>
ロ 小臼歯	<u>986 点</u>	ロ 小臼歯	<u>919 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,309 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,220 点</u>



(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>73 点</u>	イ 前歯	<u>70 点</u>
ロ 小臼歯	<u>73 点</u>	ロ 小臼歯	<u>70 点</u>
ハ 大臼歯	<u>73 点</u>	ハ 大臼歯	<u>70 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>2,045 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,890 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,664 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,537 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,664 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,537 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,278 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,181 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>984 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>909 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,047 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>975 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>818 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>763 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>718 点</u>	イ 大臼歯	<u>669 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>625 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>582 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>579 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>540 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>965 点</u>	(1) 双子鉤	<u>893 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>746 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>690 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>290 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>312 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>359 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板            (根面板の保険医療材料料（1 歯につき）            キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>718 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>526 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>45 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>34 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,678 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>270 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>291 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>335 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板            (根面板の保険医療材料料（1 歯につき）            キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>669 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>490 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>44 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>32 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,563 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
---	---

(別添4参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方            構造及び使用部位により、脊椎ロッド(4区分)、脊椎プレート(2区分)、椎体フック、脊椎スクリュー(6区分)、脊椎コネクタ、トランスバース固定器、椎体ステープル及び骨充填用スペーサの合計17区分に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p><u>⑯ 脊椎ロッド・標準型・患者適合型</u>  <u>⑰ 脊椎ロッド・特殊型・患者適合型</u></p> <p>①脊椎ロッド・標準型に該当し、かつ個々の患者に適合するよう設計・製造されたもの。            ②脊椎ロッド・特殊型に該当し、かつ個々の患者に適合するよう設計・製造されたもの。</p> <p>065～112 (略)</p> <p>113 植込式心臓ペースメーカー用リード</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方            構造、付加機能及び使用部位により、リード(7区分)、アダ</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方            構造及び使用部位により、脊椎ロッド(2区分)、脊椎プレート(2区分)、椎体フック、脊椎スクリュー(6区分)、脊椎コネクタ、トランスバース固定器、椎体ステープル及び骨充填用スペーサの合計15区分に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>065～112 (略)</p> <p>113 植込式心臓ペースメーカー用リード</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方            構造、付加機能及び使用部位により、リード(6区分)、アダ</p>

プター及びアクセサリーの合計9区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 経静脈リード・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ②から④まで及び⑨に該当しないこと。

②～⑧ (略)

⑨ 経静脈リード・特殊型

次のいずれにも該当すること。

ア 経静脈的に心腔内に留置する導線であること。

イ ルーメンレス構造を有するものであること。

ウ 左脚領域ペーシングに使用できることが、薬事承認又は認  
証上明記されていること。

114～116 (略)

117 植込型除細動器

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

植込可能な部位及び電極機能の有無等により、Ⅲ型 (3区分)  
及びV型の合計4区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 植込型除細動器 (Ⅲ型) ・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

エ ②から④までに該当しないこと。

② 植込型除細動器 (Ⅲ型) ・皮下植込式電極併用型

次のいずれにも該当すること。

ア～エ (略)

オ ③及び④に該当しないこと。

③ (略)

④ 植込型除細動器 (Ⅲ型) ・胸骨下植込式電極併用型

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部に植え込みが可能なものであること。

イ 除細動器本体が除細動用の電極の機能を有するものである

プター及びアクセサリーの合計8区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 経静脈リード・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ②から④までに該当しないこと。

②～⑧ (略)

(新設)

114～116 (略)

117 植込型除細動器

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

植込可能な部位及び電極機能の有無等により、Ⅲ型 (2区分)  
及びV型の合計3区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 植込型除細動器 (Ⅲ型) ・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

エ ②及び③に該当しないこと。

② 植込型除細動器 (Ⅲ型) ・皮下植込式電極併用型

次のいずれにも該当すること。

ア～エ (略)

オ ③に該当しないこと。

③ (略)

(新設)

こと。

ウ 除細動放電パルスが二相性であること。

エ 植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）と共に使用されること。

118 植込型除細動器用カテーテル電極

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

電極の機能により、シングル、マルチ（一式）、アダプター、植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）及び植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）の合計5区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①～④ (略)

⑤ 植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）

1本のリードで除細動、ショック後ペーシング、センシング、心休止防止ペーシング及び抗頻拍ペーシング治療を行うカテーテル電極であり、胸骨下に植込んで使用するものであること。

119～131 (略)

132 ガイディングカテーテル

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「ガイディング用血管内カテーテル」、「中心循環系ガイディング用血管内カテーテル」、「ヘパリン使用ガイディング用血管内カテーテル」、「気管支バルーンカテーテル」又は「脳血管用誘導補助器具」であること。

② (略)

(2) 機能区分の考え方

使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用（5区分）、その他血管用及び気管支用の合計8区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① (略)

118 植込型除細動器用カテーテル電極

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

電極の機能により、シングル、マルチ（一式）、アダプター及び植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）の合計4区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①～④ (略)

(新設)

119～131 (略)

132 ガイディングカテーテル

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「ガイディング用血管内カテーテル」、「中心循環系ガイディング用血管内カテーテル」、「ヘパリン使用ガイディング用血管内カテーテル」又は「気管支バルーンカテーテル」であること。

② (略)

(2) 機能区分の考え方

使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用（4区分）、その他血管用及び気管支用の合計7区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① (略)

② 脳血管用

ア～エ (略)

オ 脳血管用・自己拡張型

次のいずれにも該当すること。

i 脳血管手術を行う際に、通常の方法では血管内治療機器の送達が困難な症例において、目的病変に血管内治療機器を安全に到達させることを目的に使用する脳血管用誘導補助器具であること。

ii 先端に自己拡張型ステントの構造を有すること。

③～④ (略)

133 血管内手術用カテーテル

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（3区分）、PTAバルーンカテーテル（9区分）、下大静脈留置フィルタセット（2区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（5区分）、血管内異物除去用カテーテル（6区分）、血栓除去用カテーテル（11区分）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（3区分）、頸動脈用ステントセット（2区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（2区分）、血管形成用カテーテル（2区分）及び大動脈分岐部用フィルタセット（1区分）の合計65区分に区分する。

(2)～(7) (略)

(8) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル

① (略)

② 機能区分の考え方

構造、機能及び使用目的により、一般型及び頸動脈用ステント併用型（4区分）の合計5区分に区分する。

③ 機能区分の定義

② 脳血管用

ア～エ (略)

(新設)

133 血管内手術用カテーテル

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（3区分）、PTAバルーンカテーテル（9区分）、下大静脈留置フィルタセット（2区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（4区分）、血管内異物除去用カテーテル（6区分）、血栓除去用カテーテル（10区分）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（3区分）、頸動脈用ステントセット（2区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（2区分）及び血管形成用カテーテル（2区分）の合計62区分に区分する。

(2)～(7) (略)

(8) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル

① (略)

② 機能区分の考え方

構造、機能及び使用目的により、一般型及び頸動脈用ステント併用型（3区分）の合計4区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア～エ (略)

オ 頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型

i 頸動脈用ステント留置手技中に飛散する血栓及び異物の捕捉を目的として、頸動脈用ステント留置術に際し、経頸動脈的に血管にアクセスし、頸動脈と大腿静脈の間に動静脈シャントを作成することにより、頸動脈の血液を静脈に誘導するカテーテルで、フィルタを有するものであること。

ii 血管内手術用カテーテル (15) 頸動脈用ステントセットと併用するものであること。

(9)～(24) (略)

134～176 (略)

177 心房中隔穿刺針

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

構造により、穿刺器具 (3区分) 及びカニューレの合計4区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 高周波型・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア 高周波発生装置と組み合わせて用い、心房中隔組織を焼灼するものであること。

イ ②に該当しないこと。

② 高周波型・特殊型

次のいずれにも該当すること。

ア 高周波発生装置と組み合わせて用い、心房中隔組織を焼灼するものであること。

イ 「001 血管造影用シースイントロデューサーセット(3)選択的導入用 (ガイディングカテーテルを兼ねるもの)」を使用せずに、心房中隔孔を作製できるものであること。

③・④ (略)

178～183 (略)

184 仙骨神経刺激装置

ア～エ (略)

(新設)

(9)～(24) (略)

134～176 (略)

177 心房中隔穿刺針

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

構造により、穿刺器具 (2区分) 及びカニューレの合計3区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 高周波型

高周波発生装置と組み合わせて用い、心房中隔組織を焼灼するものであること。

(新設)

②・③ (略)

178～183 (略)

184 仙骨神経刺激装置

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方 付加機能により、標準型、長期留置型及び充電式の合計<u>3</u>区分に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 標準型 ②及び③に該当しないこと。</p> <p>② 長期留置型 ア 患者の皮下に植え込んだ状態で、標準的な設定において <u>10</u>年間以上作動することが、薬事承認又は認証事項に明記されていること。 イ ③に該当しないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>185～230 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方 付加機能により、標準型と充電式の合計<u>2</u>区分に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 標準型 ②に該当しないこと。 (新設)</p> <p>② (略)</p> <p>185～230 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>
---	---